

20. 所得税の控除及び税率の推移(付住民税の控除及び税率)

区分	昭和54年	55	56	57	58	59	60	
所得控除	基礎控除	290,000円	同左	同左	同左	同左(300,000円)	330,000円	同左
	配偶者控除	290,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 350,000円 〔控除対象配偶者 合計所得金額が給与所得等のみの場合20万円,その他の所得のみの場合10万円,両者がある場合は給与所得等の金額の2分の1とその他所得との合計額が10万円以下である者〕	同左	同左 〔控除対象配偶者 合計所得金額が給与所得等のみの場合29万円,その他の所得のみの場合10万円,両者がある場合は給与所得等の金額の29分の10とその他所得との合計額が10万円以下である者〕	同左 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 同居している特別障害者である控除対象配偶者 340,000円 〔控除対象配偶者 同左〕	同左(300,000円) 同左(360,000円) 同左(350,000円) 〔控除対象配偶者 同左〕	330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 390,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 400,000円 〔控除対象配偶者 合計所得金額が給与所得等のみの場合33万円,その他の所得のみの場合10万円,両者がある場合は給与所得等の金額の3.3分の1とその他所得との合計額が10万円以下である者〕	同左
	扶養控除	290,000円 年齢70歳以上の老人扶養親族 350,000円 ただし,老人扶養親族のうち,同居している老親 400,000円 〔扶養親族 控除対象配偶者の場合と同様〕	同左	同左	同左 年齢70歳以上の老人扶養親族 同左 ただし,老人扶養親族のうち,同居している老親 同居している特別障害者である扶養親族 340,000円 〔扶養親族 同左〕	同左(300,000円) 同左(360,000円) 同左(410,000円) 同左(350,000円) 〔扶養親族 同左〕	330,000円 年齢70歳以上の老人扶養親族 390,000円 ただし,老人扶養親族のうち,同居している老親 460,000円 同居している特別障害者である扶養親族 400,000円 〔扶養親族 同左〕	同左
	給与所得控除	150万円までの金額 40% 300万円までの金額 30% 600万円までの金額 20% 600万円を超える金額 10% 最低控除額 500,000円	150万円までの金額 40% 300万円までの金額 30% 600万円までの金額 20% 1,000万円までの金額 10% 1,000万円を超える金額 5% 最低控除額 500,000円	同左	同左	同左	165万円までの金額 40% 330万円までの金額 30% 600万円までの金額 20% 1,000万円までの金額 10% 1,000万円を超える金額 5% 最低控除額 570,000円	同左
	事業報酬主度	青色事業所得者が「みなし法人課税」を選択して事業主報酬を支払った場合には,当該事業主報酬には上記の給与所得控除を適用する。	同左	同左	同左	同左	同左	同左
除	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与のうち,労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認める金額 白色事業専従者控除 400,000円 〔最高限度 事業所得等の金額 1+事業専従者の数〕 青色申告控除 100,000円 (注)青色事業所得者で「みなし法人課税」を選択しない者について適用する。	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 (同左) 青色申告控除 同左 (注) 同左	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 (同左) 青色申告控除 同左 (注) 同左	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 (同左) 青色申告控除 同左 (注) 同左	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 (同左) 青色申告控除 同左 (注) 同左	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 450,000円 (同左) 青色申告控除 同左 (注) 同左	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 (同左) 青色申告控除 同左 (注) 同左	

区分	昭和 54 年	55	56	57	58	59	60
所得控除 (続)	<p>(4) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料等 長期契約のみの場合 10,000 円まで全額,10,000 円を超え 20,000 円まで 2 分の 1 短期契約のみの場合 2,000 円まで全額,2,000 円を超え 4,000 円まで 2 分の 1 長期契約と短期契約とがある場合 3,000 円～15,000 円</p> <p>(5) 社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(第 1 種共済契約に係る掛金)及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額</p> <p>(7) 寄付金控除 社会福祉への貢献,教育の振興等のためにした寄付金 政党その他一定の政治団体又は特定の公職の候補者に対する寄付金 については,付金の額(所得金額の 25%を限度)のうち,1 万円を超える部分の金額を所得控除する。</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>
税額控除	<p>配当所得を上積とし,配当所得以外の所得と合わせ課税総所得金額が 1,000 万円に達するまでの配当所得の金額について 10%,1,000 万円を超える部分の金額について 5%</p> <p>証券投資信託の収益の分配については 5%(課税総所得金額が 1,000 万円を超えるときは,その超える部分については 2.5%)</p> <p>ただし,証券投資信託の収益の分配及び株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得,少額配当の確定申告不要制度により申告しなかつた配当所得は配当控除の対象とならない。</p>	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

区分		昭和54年	55	56	57	58	59	60																																																																				
その他 の 控 除 (続)	特 別 控 除 (続)	<p>(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗により分離課税</p> <p>(3) 譲渡所得 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(3,000万円乃至100万円)を控除して課税する。 (参考 土地譲渡益課税制度の沿革参照)</p> <p>(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。</p>	(2) 山林所得 同左																																																																									
	税 率 の 税 率	<table border="0"> <tr><td>60万円以下の金額</td><td>10%</td></tr> <tr><td>60万円を超える金額</td><td>12%</td></tr> <tr><td>120 "</td><td>14%</td></tr> <tr><td>180 "</td><td>16%</td></tr> <tr><td>240 "</td><td>18%</td></tr> <tr><td>300 "</td><td>21%</td></tr> <tr><td>400 "</td><td>24%</td></tr> <tr><td>500 "</td><td>27%</td></tr> <tr><td>600 "</td><td>30%</td></tr> <tr><td>700 "</td><td>34%</td></tr> <tr><td>800 "</td><td>38%</td></tr> <tr><td>1,000 "</td><td>42%</td></tr> <tr><td>1,200 "</td><td>46%</td></tr> <tr><td>1,500 "</td><td>50%</td></tr> <tr><td>2,000 "</td><td>55%</td></tr> <tr><td>3,000 "</td><td>60%</td></tr> <tr><td>4,000 "</td><td>65%</td></tr> <tr><td>6,000 "</td><td>70%</td></tr> <tr><td>8,000 "</td><td>75%</td></tr> </table>	60万円以下の金額	10%	60万円を超える金額	12%	120 "	14%	180 "	16%	240 "	18%	300 "	21%	400 "	24%	500 "	27%	600 "	30%	700 "	34%	800 "	38%	1,000 "	42%	1,200 "	46%	1,500 "	50%	2,000 "	55%	3,000 "	60%	4,000 "	65%	6,000 "	70%	8,000 "	75%	同左	同左	同左	同左	同左	<table border="0"> <tr><td>50万円以下の金額</td><td>10.5%</td></tr> <tr><td>60万円を超える金額</td><td>12%</td></tr> <tr><td>120 "</td><td>14%</td></tr> <tr><td>200 "</td><td>17%</td></tr> <tr><td>300 "</td><td>21%</td></tr> <tr><td>400 "</td><td>25%</td></tr> <tr><td>600 "</td><td>30%</td></tr> <tr><td>800 "</td><td>35%</td></tr> <tr><td>1,000 "</td><td>40%</td></tr> <tr><td>1,200 "</td><td>45%</td></tr> <tr><td>1,500 "</td><td>50%</td></tr> <tr><td>2,000 "</td><td>55%</td></tr> <tr><td>3,000 "</td><td>60%</td></tr> <tr><td>5,000 "</td><td>65%</td></tr> <tr><td>8,000 "</td><td>70%</td></tr> </table>	50万円以下の金額	10.5%	60万円を超える金額	12%	120 "	14%	200 "	17%	300 "	21%	400 "	25%	600 "	30%	800 "	35%	1,000 "	40%	1,200 "	45%	1,500 "	50%	2,000 "	55%	3,000 "	60%	5,000 "	65%	8,000 "	70%
60万円以下の金額	10%																																																																											
60万円を超える金額	12%																																																																											
120 "	14%																																																																											
180 "	16%																																																																											
240 "	18%																																																																											
300 "	21%																																																																											
400 "	24%																																																																											
500 "	27%																																																																											
600 "	30%																																																																											
700 "	34%																																																																											
800 "	38%																																																																											
1,000 "	42%																																																																											
1,200 "	46%																																																																											
1,500 "	50%																																																																											
2,000 "	55%																																																																											
3,000 "	60%																																																																											
4,000 "	65%																																																																											
6,000 "	70%																																																																											
8,000 "	75%																																																																											
50万円以下の金額	10.5%																																																																											
60万円を超える金額	12%																																																																											
120 "	14%																																																																											
200 "	17%																																																																											
300 "	21%																																																																											
400 "	25%																																																																											
600 "	30%																																																																											
800 "	35%																																																																											
1,000 "	40%																																																																											
1,200 "	45%																																																																											
1,500 "	50%																																																																											
2,000 "	55%																																																																											
3,000 "	60%																																																																											
5,000 "	65%																																																																											
8,000 "	70%																																																																											

区 分		昭和 54 年	55	56	57	58	59	60
税率 (続)	課税の 税率 みなし 法人	事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して 23.9% (みなし法人所得のうち 700 万円を超える部分については, 34.1%)	同 左	事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して 25.6% (みなし法人所得のうち 800 万円を超える部分については, 36.7%)	同 左	同 左	事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して 27.3% (みなし法人所得のうち 800 万円を超える部分については, 37.5%)	同 左

(備考) 昭和 58 年の基礎控除, 配偶者控除及び扶養控除の欄の () 書 (37 頁) は, 「昭和 58 年分の所得税の臨時特例等に関する法律」適用後の控除額である。